

平成 30 年 5 月 1 日

積算基準等の適用時期について

大阪府環境農林水産部で使用する積算基準等の適用時期は、平成 30 年度については、以下のとおりとします。

◆ 農空間整備事業関係 積算基準 ◆

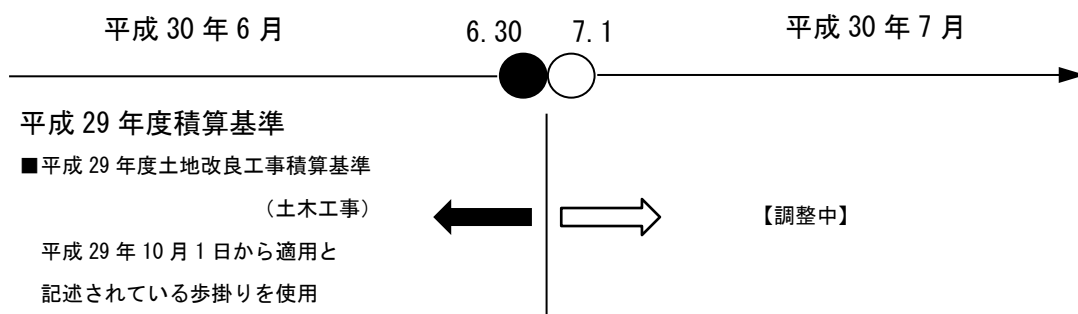
- ◎ 土地改良工事積算基準(土木工事)
- ◎ 土地改良工事積算基準(機械経費)
- ◎ 土地改良工事積算基準(施設機械)
- ◎ 土地改良工事積算基準(調査・測量・設計)

↓

適用時期は金抜設計書の積算書鏡の「積算体系年月」で確認してください。

※ 積算体系年月が、平成 30 年 6 月以前なら平成 29 年度歩掛を適用しています。
平成 30 年 7 月以降の適用については現在調整中です。

※ 平成 29 年度土地改良工事積算基準(土木工事)に記載の歩掛のうち、「平成 29 年 9 月 30 日まで適用」の歩掛・基準等は、大阪府では適用しません。大阪府では平成 29 年度歩掛は、「平成 29 年 10 月 1 日から適用」の歩掛・基準を適用しますのでご注意ください。



◆ 治山事業関係 積算基準 ◆

- ◎ 森林整備保全事業設計積算要領 及び 標準歩掛
- ◎ 森林土木木製構造物施工マニュアル

↓

平成 30 年度歩掛の適用月については、現在調整中です。決定次第お知らせします。

なお、治山事業関係の積算基準を使用している発注案件では、基本的に、設計書に添付している「特記仕様書」内に、適用している積算基準名及び適用年度を記載しています。必ず特記仕様書により確認していただくようお願いします。また「単価適用年月日」は、金抜設計書の積算書総括情報表に記載しています。

- ※ 都市整備部と同じ積算システムにより積算している発注案件(設計書の書式が同じである発注案件)については、建設機械経費等については都市整備部の適用時期と同じとなっていますのでご留意願います。

- ◎ 森林整備保全事業の調査・測量・設計等を外注する場合の取扱要領
並びに 治山事業調査等業務標準歩掛 及び 林道工事調査等業務標準歩掛

↓

現在、確認作業により適用日は未定ですが、使用している発注案件では、特記仕様書に適用年度を記載していますので、こちらで確認していただくようお願いします。

◆ そのほかの積算基準 ◆

例) 都市整備部の 建設工事積算基準など

↓

環境農林水産部が所管していない積算基準・歩掛等を使用している場合は、

- (1) 見積参考資料に、使用している歩掛等を記載。
 - (2) 特記仕様書に、適用している積算基準・歩掛等の名称及び適用年度を記載。
としていますので、見積参考資料や特記仕様書などで確認してください。
- なお、適用年月日は、原則として所管の適用に従っています。

- なお、◎の印のある積算基準は、府政情報センターで閲覧できます。
(市販されている基準のため、HP での閲覧はできません)。

問合せ先:

環境農林水産部

検査指導課契約検査 G

電話 06-6941-0351(代表)

内線 2726、2727